

2防危第87-2号  
令和2年5月18日

各愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員 殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 愛知県知事

営業を継続・再開する事業者への「徹底した感染防止対策」について(依頼)

愛知県では、4月10日(金)に「愛知県緊急事態宣言」を発出し、医療関係者、県民・事業者の皆様のご協力を得て、オール愛知で感染防止対策に取り組んでおります。

この結果、5月14日(木)、国の緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き、県独自の緊急事態宣言に基づき、5月31日(日)まで緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、事業者の皆様への休業要請についても、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、緩和することといたしました。

今回、まずは、これまでにクラスターの発生が見られない施設について、休業要請を解除いたしました。再度の感染拡大を防止するためには、営業の継続・再開時に、緊急事態措置でお示した「三つの密」の徹底的な回避や、人と人との距離の確保を始め「緩和施設で講じるべき感染防止対策」を実施していただくことが不可欠です。

このため、個別施設ごとの対策の実施に際しては、国が公表している業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」等を活用し、あらゆるリスクに備え、感染防止対策に万全を期していただくよう、本日、別紙1により「営業を継続・再開する事業者の皆様へ」のメッセージを発出いたしました。

つきましては、貴職に置かれては、これらの感染拡大防止の取り組みに際しては、国が作成した「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を参考にし、事業者及び関係団体等に周知していただくとともに、県の取り組みの趣旨に沿った感染防止対策が取り組まれますようお願いいたします。

(添付資料)

- 別紙1 「営業を継続・再開する事業者の皆様へ 「徹底した感染防災対策」のお願い
- 別紙2 同上参考資料
- 別紙3 業務別ガイドライン(内閣官房ホームページ)  
(<https://corona.go.jp/>)

(連絡先)

愛知県 新型コロナウイルス感染症対策本部 特措法対策チーム  
防災安全局 防災部 防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ  
電話 052-954-6143  
FAX 052-954-6911  
メール bosai@pref.aichi.lg.jp